路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字青海字向山四四八九番三地内	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十一日

○北陸地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
糸魚川市大字筒石字湯ノ谷二八三七番から同市大字筒石字湯ノ谷一七六三番一地先まで	前	一五・〇〇～二九・七〇〇	〇・〇四四
	後	二七・〇〇～二九・七〇〇	〇・〇四四

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市大字下源入字新田々三〇〇番一地内	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十一日

○北陸地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
七尾市藤野町イ一〇番三から同市藤野町ロ一番一まで	前	一三・七〇～一五・四〇	〇・〇〇五
	後	三五・八〇～三六・〇〇	〇・〇〇五

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
七尾市藤野町イ一番三から同市古府町リ二二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	前	一〇・九〇～一六・〇〇	六六・四〇〇
	後	一〇・九〇～一六・〇〇	六六・四〇〇

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十一日

○中国地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三原市糸崎八丁目一六七番二三から同市新倉二丁目五七五番一まで	前	一〇・九〇～一六・〇〇	六六・四〇〇	九・三六二
	後	一〇・九〇～一六・〇〇	六六・四〇〇	九・三六二

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　沖縄総合事務局長　久保田　治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原一〇四八番から同町字金武渡慶頭原八〇四六番一まで	前	A 一四・四〇～一五・三〇～九七・四〇	五七・〇〇三・八一四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一四・四〇～一五・三〇～一〇一・一七	四・五五七	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日　沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶山原二〇四六番三一一から同村字惣慶待口原一五五一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十一日十五時